

議案第83号

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和43年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「得た額の合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の222.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の227.5」を加える。

第2条 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例（昭和43年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。